

喫煙、裸火使用又は危険物品持込みの承認に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「条例」という。）第26条第1項のただし書きに基づき、川崎市火災予防事務処理規程（平成11年川崎市消防局訓令第24号。以下「規程」という。）第34条に規定する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 指定場所とは、「喫煙、裸火使用又は危険物品持ち込みの禁止場所の指定について」（平成14年川崎市消防局告示第3号。以下「告示」という。）により指定した場所とする。
- (2) 禁止行為とは、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為とする。
- (3) 審査基準とは、禁止行為の解除承認の申請に係る承認の基準とする。
- (4) 承認単位とは、禁止行為の解除承認に係る承認基準を適用する場所の範囲とする。
- (5) 不燃区画とは、次に該当するものとする。

ア 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根をいう。）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画されている。

イ 区画を貫通する風道には、防火ダンパーが設けられている。

- (6) 瞬間的な火炎とは、裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が概ね1秒以内であるものとする。

第2章 火気規制

(指定場所の範囲)

第3条 指定場所の範囲については、次のとおりとすること。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台とは、次の部分とすること。

ア 舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室又は小道具室

イ 楽屋、出演者の控室等（前アと建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第1条第5号に規定する準不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸が設けられ

ている場合を除く。)

- (2) 劇場等の客席とは、椅子席、ます席、立見席等の客席部分及び客席内の通路部分とすること。
- (3) 劇場等の公衆の出入りする部分とは、前(1)及び(2)以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分とすること。
- (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台とは、前(1)の部分とすること（興行を行わない客のカラオケ程度に使用するものを除く。）。
- (5) キャバレー等の公衆の出入りする部分とは、客席、通路、階段、ホール等の公衆が利用する部分とすること。
- (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。）の売場とは、次の部分とすること。
 - ア 物品を陳列し、販売する全ての部分及び当該部分間の通路（以下「陳列・販売部分」という。）
 - イ 陳列・販売部分に隣接する次の部分（不燃区画された当該部分を除く。）
 - (ア) ストック場及び荷さばき場
 - (イ) 食品の加工場
 - (ウ) 手荷物一時預り所、店内案内所、クリーニング承り所等
- (7) 百貨店等の展示の用途に供する部分とは、物産展、展覧会等を行う催事場とすること。
- (8) 百貨店等の通常顧客の出入りする部分とは、次の部分とすること。
 - ア 階段、エスカレーター、トイレ、休憩所等の顧客が使用する部分
 - イ 陳列・販売部分に隣接する食堂、飲食店（不燃区画された当該部分を除く。）等の兼営事業部分
 - ウ 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
- (9) 地下街の売場とは、次の部分とすること。
 - ア 物品を陳列し、店頭で直接販売する全ての部分（飲食店を主たる用途とした店頭販売又は通常販売部分を有しない窓口販売的なものを除く。）
 - イ 前ア部分において必要な応接室、更衣室、ストック場又は事務所の部分（不燃区画された当該部分を除く。）
- (10) 地下街の展示の用に供する部分とは、地下広場及び催事場の部分とすること。
- (11) 地下街の地下道とは、地下街内の通路部分とすること。
- (12) 映画スタジオ又はテレビスタジオ（以下「映画スタジオ等」という。）のうち撮影の用途に供する部分とは、次の部分とすること。

ア スタジオ内のセットを設ける部分

イ 前アと同一室内にあるスタジオに付属する副調整室、照明室、スポンサールーム、観覧席等（不燃区画された当該部分を除く。）

(13) 自動車車庫又は駐車場（以下「自動車車庫等」という。）とは、駐車の用に供する部分（従業員事務所、精算所等駐車場関係者のみが使用する部分を除く。）とすること。

なお、自走式一層二段駐車場等の外気が十分に流通し、火災により発生する煙が滞留するおそれの少ない自動車車庫等については、指定場所から除くものとする。

(14) 屋内展示場の公衆の出入りする部分とは、展示ブース等の展示を行う部分、階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビー等の公衆の利用に供する部分とすること。

(15) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「重要文化財等」という。）の内部とは、次の部分とすること。

ア 建造物の壁体、内装又は居室の一部が重要文化財等として指定されている場合にあっては、指定された当該部分

イ 個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所若しくは事務の用に供する部分がある場合にあっては、当該部分を除いた部分

(16) 重要文化財等の周囲とは、建造物の周囲3メートル以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあっては、これらの水平投影面積に3メートルを加えた範囲とすること。ただし、重要文化財等の建造物の存する敷地内で、外来者が立ち入ることのできる部分については、その状況及び個々の重要文化財等の建造物の形態により、敷地一円又は火災予防上必要と認める範囲とすること。

(17) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（以下「車両の停車場等」という。）とは、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分とすること。

（指定場所の面積）

第4条 指定場所の面積の算定方法は、次のとおりとすること。

(1) 一の防火対象物内に管理権原者の異なる複数の物品販売店舗が存する場合は、当該用途部分の床面積を合算すること。

(2) 一の防火対象物内に複数の構えのキャバレー等が存する場合は、当該用途の一の構えごとに公衆の出入りする部分の床面積を算定すること。

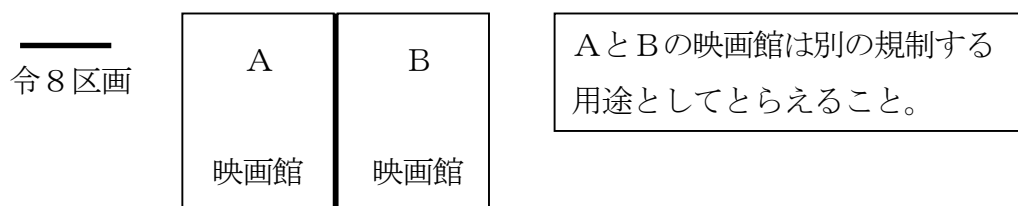
（指定場所の用途）

第5条 指定場所の用途のとらえ方については、次のとおりとすること。

(1) 一の防火対象物が、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第

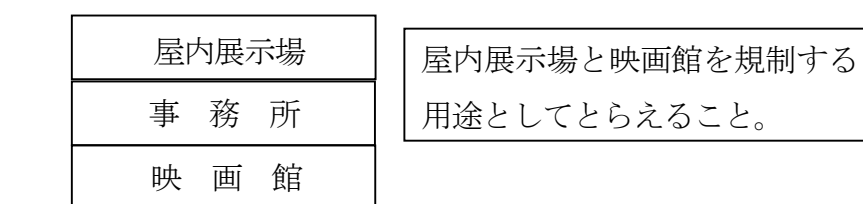
8条の規定により区画されている場合は、その区画された部分ごとにとらえること。

(例)



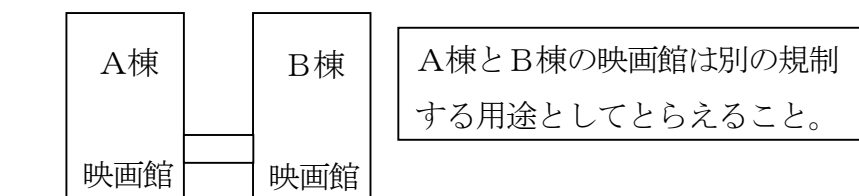
(2) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、規制する用途ごとにとらえること。

(例)



(3) 建築物と建築物が渡り廊下等により接続されている場合で、かつ、「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付け消防安第26号)に基づき、別棟扱いされている場合には、棟ごとの用途でとらえること。

(例)



(指定場所の本来用途以外の使用)

第6条 指定場所を本来用途以外に使用する場合は、次のとおりとすること。

(1) 指定場所を本来用途以外の指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

(例) 本来用途 (屋内展示場) → 使用形態 (コンサート) → 規制する用途 (劇場)

(2) 指定場所を指定場所以外の用途に使用する場合は、規制を適用しないこと。

(例) 本来用途 (屋内展示場) → 使用形態 (倉庫) → 規制を適用しない。

2 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

(例) 本来用途 (倉庫) → 使用形態 (コンサート) → 規制する用途 (劇場)

(禁止行為の取扱い)

第7条 禁止行為の取扱いについては、次のとおりとすること。

- (1) 喫煙とは、マッチ、ライター等で点火し、たばこを吸う行為とすること。ただし、条例第26条第4項及び同条第5項の規定に基づき設置する喫煙所での喫煙行為は、禁止行為に該当しないものとして取り扱うものとする。
- (2) 裸火使用とは、通常、炎若しくは火花を発するもの又は赤熱した発熱部が目視される状態、若しくは発熱部を外部に露出し、可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのある(発熱部の表面温度が概ね400度以上)状態で使用する行為とすること。ただし、火気を使用する設備又は器具のうち、ヘアードライヤー等発熱部が燃焼室、風道若しくは庫内に面しているもの又は屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れられた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガス等を直接排出する性能を有する密閉式燃焼設備機器で、かつ、一般財団法人日本ガス機器検査協会等の検査機関の検査を受けているものにあつては、裸火に該当しないものとして取り扱うものとする。
- (3) 危険物品持込みとは、川崎市火災予防規則(昭和48年川崎市規則第69号)第6条各号に掲げる危険物品を持ち込む全ての行為とすること。ただし、次に掲げるものは、危険物品持込み行為に該当しないものとして取り扱うものとする。

ア 通常携帯する少量のライター・マッチ等を持ち込む行為

イ 調理のためフライパン・鉄板にひく少量の動植物油等を持ち込む行為

ウ 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている美術品等を持ち込む行為

エ 百貨店等及び地下街の売場において、次に掲げるものを恒常的に陳列又は販売する行為

(ア) 危険物又は可燃性固体類若しくは可燃性液体類に該当するエアゾール製品

(イ) 1の承認単位当たりの取扱い総重量が20キログラム未満のマッチ

(ウ) 1の承認単位当たりの取扱いガス総重量が10キログラム未満のエアゾール製品以外の容器入り可燃性ガス

(エ) 1の承認単位当たりの取扱い総量が危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)別表第3に定める指定数量の5分の1未満の危険物に該当する製品

(オ) 1の承認単位当たりの取扱い総量が条例別表第8に定める数量の5分の1未満の可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品

(カ) 1の承認単位当たりの取扱い総重量が5キログラム未満のがん具用煙火(SFマーク(公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示)の付されているもの。)

オ 屋内展示場等において、次に掲げるものを展示する行為

(ア) 燃料等が密閉状態で内蔵されている車両

(イ) 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器

(重要文化財等における禁止行為の除外場所)

第8条 告示1(10)に定める「居住者が日常生活のために火を使用し、又は危険物品を持ち込む場所及び宗教的行事等で火を使用する場所」の範囲は、次のとおりとすること。

(1) 個人の住居となっている重要文化財等において日常生活で火を使用する場所

(2) 祭り、伝統芸能等の伝統的行事において提灯、かがり火等を使用する場所

(3) 宗教的行事において灯明、線香等を使用する場所

(4) 茶室等において、湯を沸かす等の火を使用する場所

(標識の設置基準)

第9条 条例第26条第2項の規定に基づく標識の設置基準は、次のとおりとすること。

(1) 標識は、別表第1に基づき利用者等の見やすい箇所に設けるものとすること。

(2) 標識の設置個数は、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とすること。

(3) 劇場等の正面舞台の側壁、柱等に設置する「禁煙」の標識は、原則として通常の使用状態で視認できるよう設置すること。

なお、暗転により標識が視認できなくなるものについては、次の措置を講じるものとすること。

ア 館内放送により「禁煙」の旨を周知させること。

イ 関係者による喫煙行為の制止等について、会場管理体制の確保を図ること。

(4) 重要文化財等に設置する標識は、次の場合省略することができるものとすること。

ア 建造物の内部が全て指定場所の範囲から除外される場合

イ 橋、門、鳥居等の工作物で鉄製又は耐火構造である場合

(喫煙所の設置基準)

第10条 条例第26条第4項及び同条第5項の規定に基づき設置する喫煙所の基準は、次のとおりとすること。

(1) 喫煙所の設置場所は、次のとおりとすること。

ア 避難上又は通行上支障がなく、かつ、防火管理者等が常時監視できる位置であること。

イ 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の付近、避難器具設置場所の直近又は廊下、通路等の通行の用に供する部分には設置しないこと。

ウ 危険物品その他易燃性の可燃物を取り扱う、又は展示する場所付近には設置しないこと。

(2) 喫煙所内の容器等は、次のとおりとすること。

ア 安定性のある不燃性の吸い殻容器を設置すること。

イ 吸い殻容器、椅子等喫煙に必要と認められるもの以外のものは存置しないこと。

(3) 喫煙所に設ける標識は、公衆の目に触れやすい箇所とすること。

(4) 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料又は不燃材料を用いること。

第3章 禁止行為の解除承認

(禁止行為の解除承認の基本的事項)

第11条 禁止行為の解除にあたっては、禁止行為が社会通念上必要があると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認められる場合について、必要最小限その解除を承認するものとする。

(禁止行為の解除承認申請処理要領等)

第12条 解除承認申請の処理については、規程第33条の規定によるほか、次のとおりとすること。

(1) 解除承認の期間は、百貨店等の食料品売場の加工場に設置する厨房機器等で恒常的に使用する場合は、承認内容に変更が生じない限り継続することができ、その他のものについては、消防署長（以下「署長」という。）が必要と認める期間で、かつ、1年を超えないものとする。

(2) 承認番号は、喫煙、裸火使用又は危険物品持込み承認申請書の文書番号とすること。

(3) 署長は、次のいずれかに該当する場合は、解除承認を取り消すことができるものとする。

ア 解除承認の際に講ずべき措置の不履行により、火災予防上好ましくないと認められる場合

イ 解除承認場所から火災を発生させた場合

ウ 防火対象物又はその部分の事情変更により、承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合

エ 署長が解除承認の取消しの必要があると認める場合

2 署長は、禁止行為の解除承認に際し、当該行為の位置、構造、器具等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、本要綱によらないことができるものとする。

(審査及び検査要領)

第13条 申請内容についての審査及び検査要領は、次のとおりとすること。

(1) 申請内容が、本要綱第15条に規定する審査基準に適合すること。

(2) 申請に係る行為、機器等は、資料、実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。

(3) 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合していること。

- (4) 解除承認することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。
- (5) 申請に係る行為、機器等の位置、構造等が関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (6) 申請内容を審査する際の留意事項は、次のとおりとすること。
- ア 裸火使用が危険物品持込みを伴う場合は、「裸火使用」・「危険物品持込み」の両方の承認基準を適用すること。
- イ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第8号を受けた高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号に基づく「高圧ガス保安法施行令関係告示」（平成9年通商産業省告示第139号）第4条とすること。
- ウ 危険物又は裸火を数種類にわたって同一の承認範囲内において取り扱う場合は、本要綱第15条に規定する審査基準に定める許容数量で当該使用又は持込み数量を除いた商の和が2をもって承認範囲内における最大許容量とすること。

（承認単位の取扱い）

第14条 承認単位は、次の区分により取り扱うものとし、承認単位ごとに承認基準を適用させるものとする。

- (1) 指定場所ごとを1の承認単位とすること。
- (2) 百貨店等は1の階の売場を1の承認単位とすること。
- (3) 地下街は各売場及び展示部分ごとを1の承認単位とすること。
- (4) 建基令第112条第1項の規定に基づき区画された部分は1の承認単位とすること。

（解除承認に係る可否及び審査基準）

第15条 指定場所における禁止行為の解除承認に係る可否及び審査基準については、別表第2から別表第10までに基づくものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。